

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。
なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の有価証券 償却減価法
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 保有していないため省略
イ 市場価格のないもの 取得原価
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 保有していないため省略
イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
なお、一部の連結対象団体については定率法によっています。
- ② 無形固定資産 定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。） 自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
長期延滞債権、長期貸付金及び未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能引当金を計上しています。
- ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。なお、退職手当組合へ加入している場合は、期末自己都合要支給額に退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3カ月以内に満期が到来する流動性の高い投資をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

- | | |
|----------------|------------|
| 2. 重要な会計方針の変更等 | 該当事項ありません。 |
| 3. 重要な後発事象 | 該当事項ありません。 |
| 4. 偶発債務 | 該当事項ありません。 |

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
太田市外三町広域清掃組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	6.00%
群馬県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.27%
館林地区消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	9.79%
群馬県市町村会館管理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.86%
群馬県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.67%
大泉町外二町環境衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	19.25%
館林衛生施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.91%
邑楽館林医療事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.15%
群馬東部水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.52%
西邑楽土地開発公社	第三セクター	全部連結	—

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合には、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の金額について

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。